次期地域福祉計画の策定について

○次期地域福祉計画（令和７年度～令和 11 年度）

☞ 福祉サービスを利用しやすい環境をつくるため、社会福祉法に基づく、<u>重層的支援体制整備事業実施計画</u>を盛り込み、現行計画の取組「包括的な支援を推進する」を位置付ける。

☞ 犯罪をした者の社会復帰を支援し、安全安心に暮らせる地域社会を構築するため、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、<u>再犯防止推進計画</u>を包含する

☞ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや多様な人の社会参加に対する理解を促進するため、福祉のまちづくり推進条例に基づく、福祉のまちづくりの推進に関する計画を含む

☞ 権利擁護が必要な方への支援体制を整備するため、成年後見制度利用促進法に基づく、成年後見制度利用促進基本計画を含む

計画の体系図

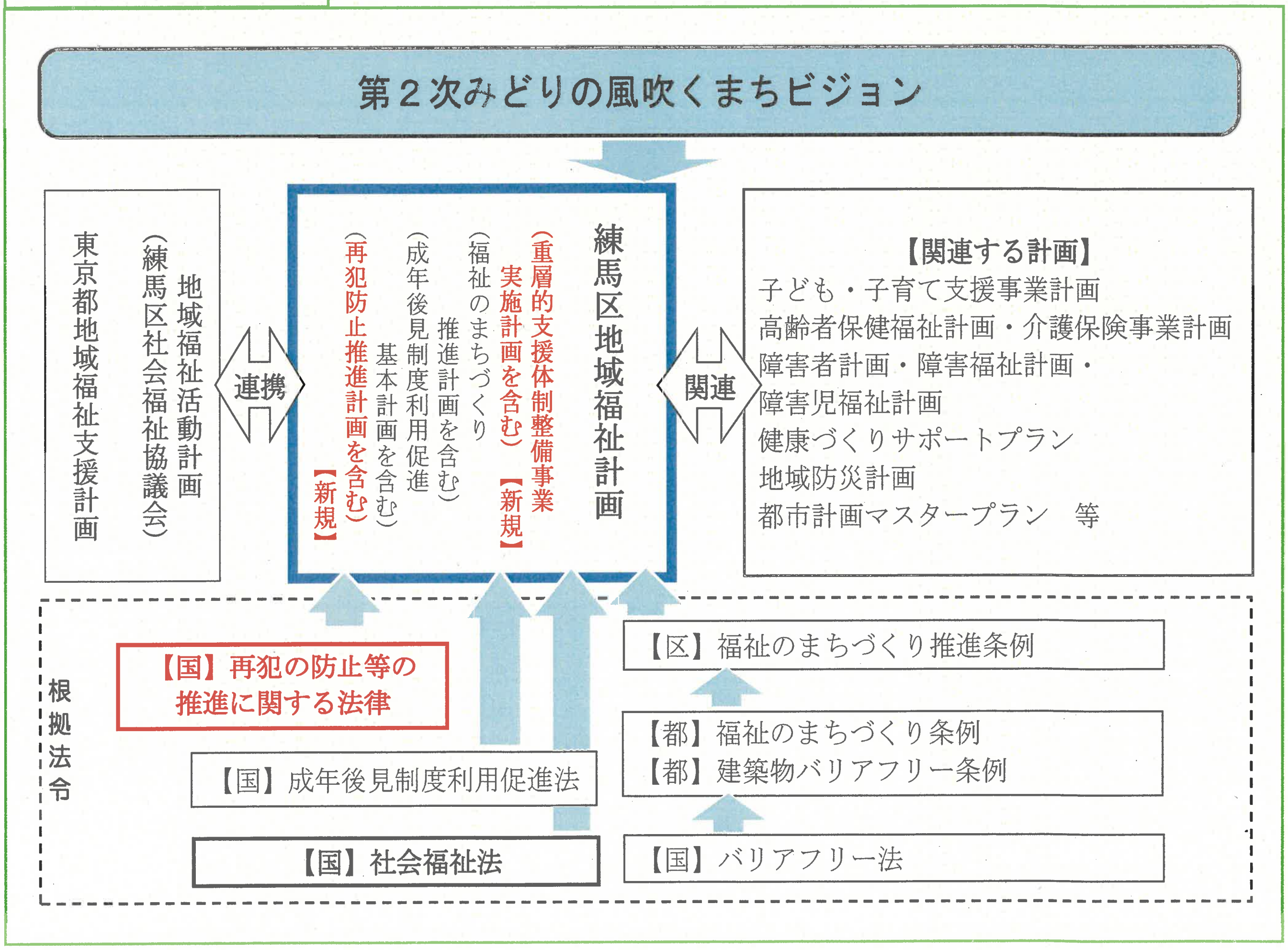

○重層的支援体制整備事業について

➢ 社会福祉法の改正

国は、令和２年に社会福祉法を改正し、地域住民の複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、アウトリーチ支援や参加支援など、５つの事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設した。

➢ 区の現状と課題

区は、ひきこもりや8050問題など、複合的な課題を抱えている世帯に対しては、福祉事務所の連携推進担当が中心となり、包括的な支援を行っている。複合的な課題を抱えながら、支援につながらない世帯に対し、区民や地域団体との協働による早期発見や居場所づくりが必要である。

➢ 今後の取組

中高年のひきこもりや8050問題への支援を強化するため、アウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援など、重層的支援体制整備事業に係る補助を活用して実施する。

○再犯防止の推進について

➢ 再犯の現状

刑法犯の検挙件数は、年々減少しているが、検挙者に占める再犯者の割合は、平成９年から増加に転じ、令和３年には48.6％と、検挙された者の約半数が再犯者という状況になっている（平成８年の再犯率は27.7％)。

➢ 再犯防止推進計画策定の目的

犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、関係機関等と連携し、必要な取組を推進することで、安全で安心に暮らせる地域社会を実現することを目的とする。出所者に対する支援策の検討を進め、練馬区再犯防止推進計画を策定する。

➢ 計画の体系

再犯防止推進の目的は、練馬区地域福祉計画の目的である「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現」に合致することから、再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含した形で策定する。

○次期地域福祉計画策定までのスケジュール

令和５年度	５月	コンサルティング業者へ計画策定業務委託
	７月～	推進委員会・部会開催 （仮称）再犯防止推進検討会を設置
	９月～	区民ニーズ調査、地域福祉団体調査
	３月	たたき台作成
令和６年度	５月～	推進委員会・部会開催
	12月	計画（素案）作成・パブリックコメント実施
	３月	計画策定